

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年4月24日提出

朝霞市長 富岡 勝則

専決第3号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和33年朝霞市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年3月30日専決

朝霞市長 富岡 勝則